

安保法制の成立に思う！

1 意義＝我が国防衛態勢の大改革

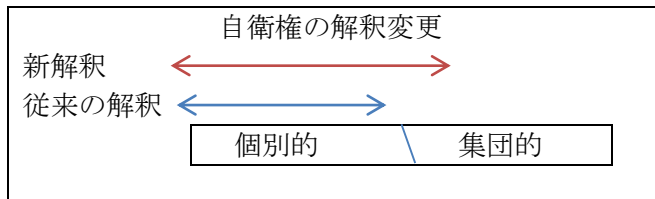
- ①隙間のない日本防衛の態勢構築 ②日米同盟の更なる深化 →抑止力向上に寄与
- ③積極平和主義の具現化→国際社会への貢献

安全保障法制の全体像   は、新規の法制

	日 本	国際貢献
有事	(武力攻撃事態等) 個別的自衛権 (存立危機事態) 集団的自衛権	我が国の平和と安全 (重要影響事態)    国際社会の平和と安全 (国際平和共同対処事態) 後方支援・協力支援 捜索救助 船舶検査
平時	<span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">米軍等の武器等防護</span> <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">海上警備行動等の迅速化</span> <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">在外邦人の救出</span> <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">物品役務の提供</span>	(国際平和協力) 国連PKO <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">国際連携平和安全活動</span> 安全確保・駆け付け警護等 人道復興支援

(所謂グレーゾーン対処：  
海上警備行動等の発令の迅速化等)

※米軍等の武器等防護は、後方支援の一環として行われることもある。



2 最大の論点は、「脅威の認識と解釈変更の是非」

3 憲法重視論者の意見 (旧態たる意見多し)

- ①従来、憲法上認められないと言ってきた(47 答弁)集団的自衛権を認めるというのは可笑しい。(解釈改憲にも等しい暴挙)

\* 47 政府答弁：国際法上集団的自衛権保有、が、その行使は違憲

- ②自衛隊は第二警察的な存在であり、集団的自衛権行使までは認められていない。
- ③砂川判決は、集団的自衛権について判断したものではない。
- ④政府が解釈変更を便宜的・意図的に軽々に行うべきではない。法的安定性を損なう。
- ⑤従来、海外派兵は憲法違反としてきた。

4 現実適合論者の意見

- ①集団的自衛権は国際法上固有の権利、国際社会では国際法優先が常識
- ②最高裁砂川判決(1959)では『必要な自衛の措置』を認めている。
  - ・サンフランシスコ平和条約(1951) 集団的・個別的自衛権の固有の権利を有すると明言
  - ・国連憲章 51 条 個別的・集団的自衛の固有の権利を認めている。
  - ・鳩山内閣 (1954) 見解：戦争と武力の威嚇、武力の行使が放棄されるのは「国際紛争を解決する手段としては」であると明言
- ③情勢の変化により、自衛の範囲を広げる必要性も緊急性も高い。  
 解釈の変更は、諸情勢の変化と時代の要請に合わせて認められるべき  
 集団的自衛権を認めないとしてきたのは、その必要性が少なかったからである。  
 緊迫化する東アジア情勢 (東・南シナ海、朝鮮半島等) への対応

- ④厳格な歯止め(新条件、国会承認等)が必須
- 5 国会の論戦等の問題点
- ①潮目の変化：衆院憲法調査会での憲法学者の違憲発言(6/4)
- ②「必要な自衛の措置」の中に集団的自衛権は含まれないのか？  
必要最小限を超えるのか？必要以上に抑制的に過ぎるのではないのか？  
必要以上の防衛力行使の不可は当然であるとしても、どの程度の行使をするかは、状況により異なる筈であり、憲法に明記されている訳ではない。政策判断である。
- ③政策判断の柔軟性・フリーハンドを縛ることの是非、政府の政策判断と国会の権能  
必要な自衛措置をどうするかは当時の状況により判断されるべき  
自衛措置の一環としての集団的自衛権の限定容認、或いはフル容認がある。  
その措置の適否は国会・国民が判断すべき
- ④国民の見識や常識を信頼すべきだ！余りにも事細かに決めて縛りつけないかと心配  
権力・軍は暴走する懸念あり？日本のシビリアンコントロールは機能し得ない？
- ⑤現実を見据えた議論少なし、緊迫する情勢認識に甘さがある。  
憲法と心中するのか？憲法は不磨の大典なのか？現実に適合しない憲法は修正すべき
- ⑥敵失ばかりを狙い、戦争法案とか徴兵制復活云々とか論理の飛躍、為にする or アジテータ的論調、重箱隅的論争、揚げ足取りに終始、非建設的、国民をミスリードするマスコミや野党、一方正当性に関する主張の弱い与党等の不甲斐無さ
- ⑦議論に耐えられる対案なき国会論議は？ 対案なきは無責任の誹り！
- ⑧安保に係る論議の難しさ：様相多種多様、手枷・足枷の愚、手の内を明かす愚
- ⑨類型化、事態例示の危険性
- ⑩何を以て熟議・論議尽くしたと云う？200h 超は？ 少数の横暴とサイレントマジョリティ、品性なき論戦の府
- ⑪法律制定後の態勢整備に所要の時間 ROE、訓練等
- ⑫国家の基本に係る政策が、与野党・政党間で余りにも乖離・国論の不一致→残念
- ⑬国権の最高機関の責務は？
- 6 外国の評価は？  
近隣2ヶ国を除き、欧米・アジア主要国44ヶ国が安保法案に理解・賛同を表明  
(政府資料 産経ニュース 8/20)
- 7 そもそも軍事組織に関わる法体系は如何にあるべきか？
- ネガティブリスト方式：原則として制限を設けずに、例外として禁止するものの一覧を作成して制限する方式や制度のこと。また、その一覧表のこと。：軍事組織に適用
- ポジティブリスト方式：原則としてすべてを禁止し、制限しないものの一覧を作成する方式や制度のこと。行政組織や警察に適用
- 自衛隊は現状ポジティブリスト方式であり、今次法制もその方向だが、果たしてこれで良いのか？
- 7 軍事組織に対するコントロールの担保は  
国民や政治家の健全な知見保有重要、その涵養策は？  
大局観 大局の俯瞰
- 8 終わりに  
JPSN は防衛や安全保障に関する情報を発信中 乞う御閲覧を  
(<http://www.jpsn.org/>)